

徳島県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和五年十月六日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 解除に係る保安林の所在場所
勝浦郡上勝町大字傍示字流川二九四の一七・二九四の一八・二九四の二〇・二九五の八四・二九七の二八・二九七の三七・二九七の四〇・大字生実字榎平九の一七・九の二六・九の二七・一の二一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）
示字流川二九七の四五
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を徳島県農林水産部森林整備課及び上勝町役場に備え置いて縦覧に供する。）